



うちなー健康経営宣言

第 812 号

令和 4 年 9 月 12 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

我社の健康管理は古い体質、独自の取り組みがなく、健康は自己責任、家族の問題と捉えていた。「小規模企業だから」と認識が甘かったと思います。

昨今、企業を取り巻く環境は、これまでと全く異なる。「少子高齢化、働き方改革、人手不足」等企業経営も社員の健康は会社の成長の戦力で重要な要素と受け止め、根本的に改善に繋がればと思う。

当社は、職員、協力業者の健康管理に認識を改め小規模企業なりの身の丈にあった計画を作成し職員と計画プログラムを始めたい。

健康寿命を延ばし、高齢者の雇用が促進される事が望ましい形になればと思う。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 食生活の改善に取り組む。
6. 運動機会の増進に取り組む。
7. 適正飲酒対策に取り組む。
8. 血圧管理に取り組む。
9. 感染症予防に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。